

ヒアリング等の総括（これまでに出了された主な意見等）

3回のヒアリングを中心に、第1回から第5回までの会合において出了された主な意見等を、アジェンダに沿って以下のとおり整理した。

■ 総論（「言論の自由を守る砦」等について）

- 「自由の砦」は新しい「組織」と考えがちだが、表現の自由を拡大するための「制度設計」や「強化策」とも捉えることができるのではないか。まず現行制度の下で受信者の権利増進ができないかどうかを考えた上で、できない部分の制度を直していくべき。
- 「砦」を下手に作ると放送・報道の自由を破壊する危険性もある。
- ハードな規制の強化（政府による番組への直接介入等）にシフトするなら、強い権限と独立性を有する独立規制機関が「砦」となるが、（メディアと行政の）対話型規制の透明化に力点を置くならば、「行政の監視機関」「事業者内部の取組強化」「BPOの機能拡大」と、それらの互いの均衡によって、重層的なかたちで「砦」を構築する方策もあるのではないか。
- 「砦」は規制機関としてはもちろんのこと、そもそも必要ない。
- 独立行政委員会の設置は、通信・放送の独立と報道・放送の自由を保障するものとして重要。（BPOの取組などを活かした政治からの独立を、社会全体の総力を挙げて実現すべき。）

- 日本列島を「自由の砦」とするため、最先端のデジタル環境（※）を整備すべき。
（※）インフラ（光の道）の整備、新メディア（デジタルサイネージ等）の開発、利用環境の整備（「デジタル教科書」の普及）の「デジタル3政策」
- 「砦」を造るのは大いに賛成だが、BPOを定着させることが何より大事。
- 政策インデックスの「日本版FCC」はやるのかやらないのか、明確にすべき。また、規制と振興を分けるとともに、情報通信省を含め省庁再編まで議論してほしい。
- まずは放送事業者自らが自由を侵害されないように能力を高めることが必要。その上で、公権力から独立した第三者機関であるBPOを基本に考えていくべき。
- 視聴者からの温かく、しかし批判精神を忘れない率直な声が寄せられることこそが、報道・表現の自由を守る一番の「砦」。
- 「砦」の論点として、①独立性と②多様性があり、①については独立行政委員会の設置が挙げられ、②については、クロスオーナーシップや記者クラブ・会見の開放といった論点がある。
- 「砦」の中核は、問題報道・放送に対する実効的対策ではないか。
- 違法有害情報対策を行う組織・団体やその機能・工夫も「砦」である。

■ 放送分野における報道・表現の自由を守る取組について

【放送事業者のコンプライアンス体制の現状と評価】

- 放送の自由は放送人が自らつかみとるもの。
- 報道・表現の自由を守ることは、希少な電波の使用を認められた「放送局の責務」である。
- 規制強化をされないため、きちんとしたコンプライアンスを実行すべき。
- コンプライアンスという言葉が出てきて以降も、事件・問題が減ったわけではない。具体的にどのように対応したのかが大事。近年、批判を受けるような番組作りをしているのはなぜか。
- 放送被害の防止に留まらず、国民の知る権利の保障のためメディアに何を期待するのか、いざという時に頼りになる放送・新聞とは何か、を考えるべき。
- 報道によって偏った世論に流され、政策が作られることは危険。報道において事実・データをどのようにチェックしているのか。事実を正確に伝えてもらうために、何らかの対策が必要。
- 一部の放送局（関西テレビ放送、名古屋テレビ放送）では、外部委員で構成されるオンブズマン制度を社内に導入し、放送倫理の遵守体制を監視させる等、報道による人権侵害等の問題の適切な解決を図っている。
- メディアリテラシー向上の観点から、北欧の事例を参考に、視聴者参加のオンブズマン制度等を導入してはどうか。
- 放送事業者の責務として、視聴者のメディアリテラシー向上への取組が必要。
- 放送局に意見投稿するページが見つけづらく、どう扱われるかも不明確。

【業界の自主的規制機関であるBPOの現状と評価】

- 「砦」を造るのは大いに賛成だが、BPOを定着させることが何より大事。
- BPOの強化とともにBPOがカバーできない問題も含めて扱うべき。
- 真実性に問題のある放送があった場合、まずは事業者自身がきちんと説明するべきで、BPOはそれをバックアップすることが本筋ではないか。
- 放送法4条との関係で、放送事業者が真実性を明らかにするプロセスをチェックすることが、BPOの重要な役割と考える。これまでのBPOの検証は不十分。
事実を明らかにする努力をしていない事業者には厳しく指摘する姿勢が大事。
- 現在あるBPOを活用して報道・表現の自由を守っていくことが適切。BPOの存在をもっと視聴者・国民に知らせるべき。BPOへ寄せられる意見がどのように処理・活用されているか不明確。BPOが元気に役割を果たすための環境整備が国の責務。
- 放送による人権侵害については、BPOや司法による事後的規制により十分対処可能。
恣意的な行政指導が行われると、BPOが十分に機能発揮できない。
- BPOの存在・役割が理解されないことよりも、BPOの決定に対して放送局がきちんと自主的対応をしないことの方が問題と考える。
- BPOが果たしている役割は大きいと思うが、その実態はわかりにくい。
- 現在のBPOの取組を100点だと思っていない。放送・報道被害者はどうしても発生する。
BPOでできることと司法的救済との役割分担が必要。

■ 通信分野における報道・表現の自由を守る取組について

- 通信分野の人権侵害対応は不十分だが、行政の介入は避けるべき。
- 違法有害情報に関する議論は、闇サイト規制の例のように、実際には非常に微妙な問題として提示され、(規制を)許容するかどうかを判断していかなければならない。
- 権利侵害情報を減少させることが表現の自由を守ることにつながる観点から、規制に反対する組織のみならず、違法有害情報対策を行う組織・団体やその機能・工夫も「砦」である。
- 人権・プライバシー・著作権といった「イノベーションに伴うチャレンジ」に対し、正しい理念のもと、過剰対応でない適切なルールや安心・安全な技術を作っていくことが重要。
- 青少年の安心・安全なインターネット利用のため第三者機関を設立。国の役割はこうした民間の努力に対する環境整備。
- 青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境の早期整備のため、国が積極的に取り組むとともに、安心ネットづくり促進協議会をはじめとする民間が国と連携するべき。

■ 行政による対応の現状と課題

【これまでの行政による対応（法整備、行政指導等）の評価】

- 報道の自由への国や地方自治体など行政機関の介入は認められない。たとえ表現の自由を守るためであっても、行政機関の介入は認めるべきではない。
- 番組問題への行政指導が多くなったのは行政の間違い。
- 「砦」と行政指導の関係について議論すべき。
- 法令解釈と実行の在り方の視点、権利保障と同時に自立した責任の視点が重要。

【第三者的な監視組織の必要性及び課題】

- 番組介入があったと疑いをもたれること自体、言論・報道機関としての在り方を損なう。政府内部に行政を監視する機関を設け、透明性を高めることが考えられる。
- 行政委員会にも憲法上規定されている会計検査院、内閣所轄の人事院、大臣委員会の国家公安委員会、消費者委員会等色々あり分析が必要。行政評価局等も含め幅広く議論すべき。
- 議院内閣制では、国会・政党からの独立も必要。独立規制機関の場合、人選の中立性が問題となり、政治化の危険がある。とりわけ公平原則は放送事業者の自主・自律やBPOに委ねられるべきことを確認すべき。
- 戦後まもなく設けられていた電波監理委員会ははじめ歴史的な経緯も含めて検討すべき。

■ その他ICT分野における権利保障に係る枠組みの現状と課題（1）

【訂正放送制度】

- 報道被害を受けても、訴訟提起にメリットがない構造になっている。
- 訂正放送・反論権制度は、規制機関より裁判所に委ねるべき。
- 放送・報道被害者に対し、BPOでできることと司法的救済との役割分担が必要。

■ その他ICT分野における権利保障に係る枠組みの現状と課題（2）

【クロスメディア所有の在り方】

- クロスメディア所有規制の在り方について、今日的視点から、我が国の現行ルールが言論の多元性を確保する上で十分に機能しているか否かを検証し、見直す必要がないか検討していただきたい。
- （テレビ局としては、）創業当初は新聞に「育てていただいた」が、現在は自立していると認識。
- 3事業支配の原則禁止規定は、強化ではなく撤廃すべき。規定制定後、CATV、BS、CS、インターネットといった新たなメディアが登場・普及し、さらにフリーペーパーやコミュニティFM局等も増加している状況に鑑みれば、規定を撤廃しても、情報の多様性・多元性・地域性が損なわれることはない。
- フリーペーパーやコミュニティFMの存在をクロスメディア規制撤廃の論拠とするのは次元が違う。
- 新聞社や放送局が、厳しい経営状況下で今後も公共的・文化的使命を果たしていくには、経営の安定が不可欠。更なる連携の強化を可能とする制度整備が必要。

■ その他ICT分野における権利保障に係る枠組みの現状と課題（3）

【記者クラブ制】

- 放送業界の閉鎖性も改善が必要。
- 記者クラブ自体の存在やオープン性が問題ではなく、報道の自由が放送局等記者クラブに加盟する一部の者に限定されていることに問題がある。フリーの記者や通信メディアや全ての国民に公平に「知る権利」「アクセスし発信する権利」が保障されるべき。
- 誰でも会見に参加し、コミュニケーションの権利を保障する観点から、アジェンダに入れて議論すること自体は適当。
- 総務省の所管か否かに拘らず、アジェンダから外すことなく、30～50年先の大きな視点で議論してほしい。
- 独自に運営されている各記者クラブのルールをこの場で一元的に決めるのは無理がある。総務省には、記者クラブ制について方向性等を出す権限（根拠）はない。自主的ルールに行政が介入することになる。ただし、議論すること自体は構わない。
- 統治機関が、自主自律に拠って立つ言論機関に権限を行使すべきでない。自由の実践の問題であり、新聞にも深く関わる、との慎重意見に同感。
- ICTの受け手だけでなく発信主体としての市民を実現するため、記者クラブや記者室の自発的見直しや市民が発信する「クラブ」（場）の設置が重要。

■ これまで情報の受け手だった国民が自ら発信する側となるための仕組み

【総論】

- 様々な表現者、クリエイターが放送にアクセスでき、互いに切磋琢磨して、よりよいコンテンツ・番組を作り上げる「機会と権利」が保障され、ヒューマンバリューを向上させる方策を検討していただきたい。
- 「市民の権利・義務」を基礎にすえて、社会のすべての成員が、言論・表現の自由、コミュニケーションと情報の自由を享受できるよう定めることが大原則。
- 地域活性化、文化育成、一人一人が輝く・幸せになる等の観点で考えることが責務。
- 新しい基本的人権として、あらゆる情報にアクセスできる権利（知る権利・伝える権利）がある。今や放送は特定の社に独占されるべきでない。
- 受け手だった市民も発信主体としてマスメディアと共存できる仕組みを検討すべき。
- パブリック・アクセスやネット放送のために「表現を財産的価値に変えている者」の権利を制限することには疑問。財産としての情報と、報道・表現の自由を一緒に議論しないでほしい。
- 対価を還元でき、音楽・映像産業も発展するような技術や社会的な仕組みづくりが必要。
- ICT教育としてメディア教育を社会全体で普及させリテラシーを高めることが重要。

【パブリック・アクセス】

- パブリック・アクセスは、民主主義の基盤を支えるものであり、日本でも導入が望ましい。
ただ、現実のインターネット利用市民参加メディアが伸びておらず、原因と対策の検討が必要。
- 諸外国が法規制による導入アプローチに傾く中、日本はそれを避け、豊かな放送文化を育んできた。一方で、近年の多様性確保への要請にどう応えるかという課題もある。
- 単に法制化するだけでなく、取組を推奨するムードを社会全体で醸成することが重要。
- パブリック・アクセスは既に多くのコミュニティ放送で導入されている。
- 表現の自由を拡大するには「メディアの拡張」が効果的。制作・表現主体の多様化施策として、新しいパブリックアクセス・チャンネルを作れないか（チャンネルの一部時間帯をパブリックに開放）。アイデアとして、次期衛星等新しいメディアにNPOなど多様な制作主体の参加を促すため、認定に際して加点ポイントを設けたり、財政支援措置を検討してはどうか。
- 次期衛星を使った新しいパブリックアクセス・チャンネルのアイデアには賛成だが、箱だけ作って中身を伴わないということにならないよう十分議論することが必要。
- 長期間戦争を経験していない日本は新たな仕組みを作れる土壌がある。番組制作が自由市場の中で発展できることを期待。

- 「メディアセンター」（情報発信の支援拠点）の地域展開や、パブリック・アクセスについて国民的議論を形成し共創・協働型の制度を実現すること、受信料の一部を積極活用したパブリック・アクセスや商業放送における公共的番組制作等を支える「支援基金」の創設、が重要。

【（パブリックアクセスを実施する）コミュニティ放送】

- 公共・商業放送の2本立てから、非営利の放送たるコミュニティ放送を加えることが重要。
- コミュニティFMでは、地域の市民自身が「出演・参加する権利」を持ち、放送局はその「場」を提供する役割を担っている。障がい者でも参加が容易になる対応策も重要。
- コミュニティFMではインターネットサイマル放送への取組が広がっている。反面、出演者及びリスナー等の個人の権利保障が課題になってくる。そのクッションとして、番組審議会だけでなく中立の組織が必要。また、地上波とインターネットで二重にかかる著作権費用のほか設備投資の負担も課題。
- 地元の新聞社や放送局による、コミュニティ放送局への協力が評価されるようにするとともに、コミュニティ放送を行うNPO等自身も社会から信頼されるため情報開示が必要。市民公益税制や地域の「きずな」を支えるファイナンスもこうしたこととセットで議論されることで生きてくる。
- 設備投資負担の軽減のため、地デジ移行後のアナログ用放送機器をコミュニティ放送局が優先的にもらってはどうか。